

平成15年度包括外部監査における意見・指摘事項に対する是正・改善状況

	現 状	問題点	意見	実施時期・改善策・所管課
監査結果				
補助321号線の都市計画交付金の請求 〔報告書P26〕	都市計画道路事業は、原則として国からの国庫補助金及び都の都市計画交付金並びに都区財政調整交付金により事業費がまかなわれている。	・ 補助321号線第一街区西側道路整備工事に係る工事費について、設計変更による工事費が確定できない等の理由から交付金の申請を取り下げたことにより、工事費1,668万5千円が区の負担となった。	・ 確定していない契約についても適正な予定金額によって、漏れなく都に交付申請すべきである。 ・ 交付金対象となる支払いの内容をチェックし、請求漏れが無いかどうかを確認すべきである。	16年度 都市計画交付金に係る事業については、都への報告期限までに執行額が確定出来るよう、年度当初から予算の早期執行及び占用企業者等との調整など、工事の適切な進行管理を図っていく。 特に、東京都などとの共同工事の場合は、これまで以上に連携を緊密して、同様の事態が生じないように努めていく。 16年度 交付金の請求もれをチェックするため、「予定金額及び確定金額比較一覧表」を作成するなどの方策を講ずる。 【財政課、道路課】
掘削道路復旧費(歳入)の清算 〔報告書P27〕	掘削道路復旧費(受託事業収入)の徴収は、個々の占用工事に対する竣工届の区の承認日を基準日として、毎月25日までの分を集計し、各企業者に対して請求している。 ・ 平成10年度から平成14年度のものについて、請求が完了していただけない工事案件が、多数未精算状態で存在した。 ・ 占用工事の二重申請や取消しになったにもかかわらず、取消しの申請が出されておらず、整理がついていなかった案件が多数あった。 ・ 平成13年度以前において歳入すべき占用工事が、企業者側の竣工届が遅れたため、平成14年度の歳入となった工事が、3件(受託工事)、2,556,794円あった。 ・ 各企業者に対する請求は、毎月25日までに竣工届を承認したものに対して出されるため、26日から末日分は翌月の請求となり、年度末の3月分については3月21日から3月31日の部分が翌年度の歳入となる。	・ 竣工届の提出が遅れることにより、区による竣工検査の実質的な意味がなくなる。 ・ 掘削道路復旧費(歳入額)の計算ができなくなり、相手企業側の一方的な報告に基づく金額となる可能性がある。 ・ 掘削道路復旧費(歳入額)が回収不能となる可能性は低いが、歳入時期は遅れることとなる。 ・ 徴収単価内訳書の単価改定が低下傾向にあるため、本来適用されるべき年度の単価より低くなる可能性が高い。	・ 監督者として工事の現状を把握し、定期的に企業者に対して早期の精算を指導すべきである。 ・ 年度末において立会承認が済んだものについては、3月21日から3月31日の分も当該年度中の歳入に計上すべきである。	済 平成14年度までの未清算分については、整理し平成16年1月迄に全て清算を行った。 16年度 年度内に竣工したものは、当該年度に清算する。 【管理計画課】
競争入札制度及び随意契約等の運用状況	(1) 工事の入札について〔報告書P29〕 ・ 道路工事の新設・改修業務委託の22件の入札について、5件が、1回目で落札者が決まらず、2回目以降の再入札等が行われ、その中で4件が、入札1回目から最後の入札まで同じ業者が最低金額の札を入れ、工事を受注した。 ・ 新設・改修に関する工事の入札13件について、延べ21回の入札が行われたが、区の予定価格に集中しているケースが11件あった。	・ 入札制度が有効に機能しているとは判断し難いものが一部に見受けられる。	・ 入札の経緯に対しても記録を検討し、有効に入札制度が実行されるよう注視していくべきである。	16年度 区は、区内産業振興の観点から区内業者を優先指名しており、こうした考えに基づき、工事規模に対応した格付を有する区内業者を指名したものである。 入札価格は、企業の総合的な実力などを反映するものであり、その実力が同等程度の業者による入札であれば、入札価格が一定の範囲内に収まるのは妥当な結果であると考ええる。また、同様の理由により、1回目と2回目の入札で最低価格を提示した業者が同一であっても不自然ではない。 しかしながら、競争原理がより一層機能するように入札制度を改善することは重要な課題であり、今後も区内業者優先の方針に配慮しながら検討を行っていく。 【経理課、道路課】
(2) 道路清掃に関する役務・委託料における入札状況について 〔報告書P31〕 道路の清掃業務は、多くが外部委託されており、大部分が指名競争入札により決定されている。 ① 道路清掃作業委託 平成13年度と平成14年度は同一業者が落札し、しかも平成12年度から平成14年度の落札単価は、1㎡当たり10.3円であった。さらに平成14年度の入札結果では、予定価格と落札価格は24,517,090円と同一であった。 ② 道路特別清掃委託 平成12年度から平成14年度まで同一業者が落札しており、落札額も3年連続1㎡当たり9.0円と変化がない。さらに平成14年度の入札では、予定価格と落札価格は21,825,450円と同一であった。	・ 入札は、限られた予算内において区民に対する効率的なサービスが提供できるよう入札参加業者間の市場原理に基づく競争原理が期待される場所であるが、現状は、この入札機能が十分発揮されていないとの危惧を抱きうる状況にあると考える。 両委託業務とも指名業者がほぼ同一で、毎回固定した参加業者により入札が行われており、落札単価も対象の3年間にわたり変化がなく、また、予定価格と落札価格も同一であった。	・ 入札事務及び手続に不備等はないが、入札制度導入の本来の趣旨を考慮し、現状をもって良しとするか否かは慎重な判断が求められるべきである。	16年度 本件は、入札参加業者の指名にあたり、業務の円滑な履行を確保するとともに、区内業者優先の方針から、区内に本社または営業所等を有する業者を指名したものである。 上記方針との整合に配慮しながら、今後、検討を行う。 なお、これらの案件は単価契約で、予定価格はそれぞれ10.3円/㎡、9.0円/㎡となっており、24,517,090円などの金額は、単価に推定数量を乗じた契約金額(税抜き)であり、予定価格や落札金額とは位置づけが異なる。 【経理課、道路課】	
(3) 雨水樹液排水作業における請負委託契約の状況について〔報告書P32〕 雨水樹液排水委託の作業は、「小型」(2トン車使用)と「中型」(4トン車使用)の2通りがある。 ・ 契約単価は平成12年度、13年度が「小型」が「中型」より高く、逆に平成14年度は「小型」が「中型」より安くなっている。両入札は同一企業が指名されており、別々の企業が各々3年間続けて落札している。	・ ほぼ同一内容でありながら「中型」、「小型」と委託契約を分割し異なる単価の存在をあたかも容認するかのごとく状況を創出している。	・ 作業内容がほぼ同一であれば、より安価な単価へと収斂させるべきであり、また、中型、小型の2本立ての契約を再検討し、一物二価に近い状況の解消を考慮すべきである。	16年度 過去の契約実績や区道幅員の違いによる作業内容を精査し、小型車・中型車の分割発注のあり方を含めて、契約方法の再検討を行っていく。 【道路課】	

平成15年度包括外部監査における意見・指摘事項に対する是正・改善状況

	現 状	問題点	意見	実施時期・改善策・所管課
競争入札制度及び 随意契約等の運用 状況	<p>(4) 道路応急維持工事に係る工事単価について〔報告書P34〕</p> <p>道路応急維持工事は、区を2つに分割し、(その1)及び(その2)の契約に分け業務を委託しており、委託先決定は、各工事業業の見積単価を複数企業から提示させ、各単価の総計が最少額の者と契約する「見積り競争による随意契約」を採っている。</p> <p>① 「道路応急維持工事」委託契約参加企業について</p> <p>見積単価を提示した企業は各々6社あり、6社とも双方の見積りに参加していた。</p> <p>(その1)の契約受託企業は、4作業において(その2)の見積りの際提示した金額を下回り、(その2)の契約受託企業は、5作業の単価が(その1)の見積りの際提示した金額を下回っていた。なお、委託先に決定した企業2社の見積単価は、工種298件中、289件(96.9%)が同一単価であった。</p> <p>② 予定価格の持つ意味について</p> <p>平成14年度道路応急維持工事の単価について、決定単価が予定価格(=単価)を100円下回っているものが、見積参加者全体の7割強を占めており、その差額は一律100円であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 形式的には入札に近い形で委託先の決定をしているが、その結果が必ずしも得られていない状況を想起させるものとなっている。 決定単価と予定価格(=単価)の差額が一律100円といった状況は、いわば予定価格(=単価)が見積単価(=決定単価)の下方硬直性を招いている状況である。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約方法の変更や、見積単価決定作業における手続の工夫などを考慮すべきである。 区独自の工事におけるメリット、デメリット、また、積算に際して弾力的な裁量の幅を持たせるなどの対応も検討し、単価下落といった社会一般的な傾向を念頭に置き、より合理的な予定単価の算出方法を考慮すべきである。 	<p>通年で随時かつ即時の対応を必要とする業務であることを勘案し、区内に本店を有し、工事ランクに相応しい格付を持つ業者を指名してきたが、結果として、指名業者が固定的になってしまったことも否めない。指名対象業者の拡大には一定の限界があるが、16年度から区内に支店等を有する業者にまで対象を拡大した。</p> <p>毎年度、単価の改訂を行っているが、さらに過去の実績を考慮し、市場価格の動向も把握したうえで、より適正な予定価格の算出に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">【経理課、道路課】</p>
	<p>(5) 細街路拡幅整備工事における契約及び予定単価と決定単価の比較について〔報告書P36〕</p> <p>細街路拡幅整備工事は、(公道細街路その1)、(公道細街路その2)、(私道細街路その1)、(私道細街路その2)の4つがあり、委託契約の見積比較には、指名業者選定委員会により選定された同一の6社が参加していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名選定委員会は、平成12年度から平成14年度まで同じ6社を選定し、契約した業者も平成12年度から平成14年度まで4つの工事とも同一業者であった。 平成14年度の契約額について、工種別(153工種)に決定単価と予定単価とを比較したところ、その差額は、73.2%が一律100円であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 4つの工事が平成12年度から平成14年度の3年間、連続して同じ企業が受注しており、その契約単価総額も毎年4社が全て同額であった。 見積り単価の下方硬直性を示している。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争の促進により経済性・効率性を確保することを検討すべきである。 	<p>区内に本店を有し、工事ランクに相応しい格付を持つ業者を指名してきたところであるが、16年度から区内に支店等を有する業者にまで対象を拡大した。</p> <p style="text-align: right;">【経理課、道路課】</p>
	<p>(6) 予算編成における積上げ計算の実施について〔報告書P38〕</p> <p>グリーンベルト維持作業委託は、限られた予算を必要な時、適宜執行できるように、入札の原理を確保しながら、必要な作業を必要な場所に適切なタイミングで行うため、指名競争入札から、「見積りによる随意契約」に変更した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 契約形態の変更について、その概念的な説明は理解できるものの、具体的なメリットや数値的な裏付けが明確化されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約形態変更等の意思決定過程について、改善の余地があるものとする。 	<p>契約の形態を変更する場合などは、具体的なメリットを明らかにしたうえで、変更していく。</p> <p>なお、16年度のグリーンベルトの委託契約については、随意契約によることのメリットを明確にした。</p> <p style="text-align: right;">【財政課、道路課】</p>
	<p>(7) 委託費の見直しについて〔報告書P39〕</p> <p>平成14年における放置自転車対策費の支出1億9,751万8千円のうち、委託費の支出は1億4,823万4千円で75.0%を占めている。契約の方法は、入札契約が2件、随意契約が17件であった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車対策の委託業務は、大部分が相手先指定の特命契約で、3年間とも同じ相手先であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 競争入札制度を導入し、また、随意契約にしても競争原理の導入を図るべきである。 	<p>平成15年度より、ゲートシステムの保守点検等特定の契約を除き、原則競争入札や見積競争を既に実施している。</p> <p>なお、特命随契については、今後とも相手方指定理由を厳正に審査し、その適否を判断していく。</p> <p style="text-align: right;">【管理計画課】</p>
道路応急復旧工事 の指示 〔報告書P39〕	<p>企業者により、掘削された舗装等の部分補修を早急に施工するための工事として、道路応急復旧工事が行われている。対象は、舗装面積70㎡未満・街築工50m未満の小規模面積としており、工事単価は通常の工事額に比べて割増し(舗装面積20㎡未満は49%割増し・20㎡以上70㎡未満は23%割増し)となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 舗装面積が70㎡以上の工事であるにもかかわらず、工事指示書を複数に分けて作成し、1件当たりの工事指示を70㎡未満として、道路応急復旧工事の予算で対応していた工事が5件あった。 工事現場間の距離は若干離れているが、ひとつの工事として工事指示書を作成したほうが、経済的であると考えられる工事が2件あった。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の工事指示書に分けずに、ひとつの工事として実施していたならば、歩掛の部分の割増しは必要なく、より経済的な少額の支出で済んだ(ひとつの工事として指示していたならば、2,104,500円支出額を削減できた試算)。 また、工事期間が短縮でき交通規制等の実施期間も短縮できた可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の工事に分け指示する仕方は、非効率であるばかりでなく、区が自ら決めた工事設計書に反するものであり、早急に改善すべきである。 工事内容を分析し、70㎡以上の応急復旧工事に対しても適切に対応できるよう、予算措置すべきである。 	<p>70㎡以上の規模を復旧する場合には、小規模復旧工事として発注していく。</p> <p>小規模復旧工事として発注できるよう、予算措置した。</p> <p style="text-align: right;">【管理計画課】</p>
道路台帳の整備 〔報告書P42〕	<p>平成元年度から区道区域の敷地調査を実施しているが、平成15年3月31日現在、その執行率は全体の47.4%である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 区道区域の敷地調査の予算は削減されており、単純に逆算すると、調査が完了するまでにあと約43年かかることになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 区道区域の敷地調査の重要性を再度考慮し、速やかに区内全域の調査を実施するべきである。 	<p>早期の完了に向けて、現状の調査方法を見直すとともに、財政難であることもあり、国の補助制度の活用も含め検討していく。</p> <p style="text-align: right;">【管理計画課】</p>

平成15年度包括外部監査における意見・指摘事項に対する是正・改善状況

	現 状	問題点	意見	実施時期・改善策・所管課
随意契約における契約額 〔報告書P44〕	道路清掃業務の一部を、高齢者の社会参加及び雇用機会の増加等を目的として随意契約によって(社)荒川区シルバー人材センターに委託しており、支出額は、平成12年度は987万5千円、平成13年度は893万7千円、平成14年度は920万2千円であった。	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年度から14年度に契約単価が1㎡あたり40円から20円と半額となり、大幅な低下が見られるが、区として業務に見合う適切な単価に対する十分な考慮が、不足していたとの懸念を持たざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務に見合う適切な単価を算出すべきである。 	<p>済</p> <p>他の清掃単価とも比較し、より適正な単価を算出するよう努めていく。</p> <p>【道路課】</p>
補償費の支払方法 〔報告書P44〕	土地開発公社が土地を取得する際、土地所有者などの権利者に土地代金(借地権の対価も含む)のほか物件移転等に対する各種補償費を支払っており、契約時に80%を支払い、残金を建物の取り壊し完了後、土地を引き渡した際に支払うルールとなっている。	<ul style="list-style-type: none"> 平成8年に土地売買契約を締結した件については、借地人が建物を取り壊したことを確認せずに物件移転補償費の残額を支払い、結果として、建物の取り壊しが行われず不法占拠の状態となってしまった。その後、建物の取り壊しを行うために、取り壊し費相当額の346,500円を新たな建物所有者に協力金として支払い、建物の取り壊しがなされた。 土地開発公社が支払った協力金等について、原因者(借地人の相続人)からの返還は行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 補償費の支払方法について、やむを得ない事情がある場合は、適正な手続で事前に承認する等の規定を設けた上で、その規定に従った補償費支払システムを構築すべきである。 原因者(借地人の相続人)に対して、引き続き、返還するよう求めていく必要がある。 	<p>済</p> <p>補償費支払方法については、建物取壊し等の完了後に支払うことを徹底する。また、完了検査については、現地確認を徹底するとともに、取壊し等が確認できる現場写真を添付するよう改める。さらに、意見にあるような補償費支払システムについても検討する。</p> <p>16年度</p> <p>原因者に対して、返還請求を行っているが、引き続き返還を求めていく。</p> <p>【経理課、事業用地課】</p>
包括外部監査の結果報告に添えて提出する意見				
予定金額による国庫補助金及び都市計画交付金並びに都区財政調整交付金の請求業務の管理	(2) 構内道路歩道設置工事に関する国庫補助金について〔報告書P47〕 平成14年度交通安全施設等整備事業費の補助金は、事業費の55%が補助金の対象となる事業であった。	<ul style="list-style-type: none"> 要望段階で1,200万円の工事代金を見積り、その55%である660万円が交付決定されたが、実際の工事代金から算定すると、780万円以上の補助を受けることが可能であったが、概算要望額を超える差額の追加請求をすることは出来なかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金制度を有効に活用するため、概算要望段階における工事代金の見積りの精度を向上させるべきである。 事後の管理や将来の請求業務の資料として、「予定金額と確定金額との比較一覧表」を作成するとともに、担当者間で情報の共有を図り適切な補助金等の請求業務を行う体制を整えるべきである。 	<p>16年度</p> <p>補助対象内容を的確に把握し、補助制度を有効的に活用するよう努力していく。</p> <p>16年度</p> <p>「予定金額及び確定金額比較一覧表」を作成するなど、補助金等の請求業務を適切に行うための体制を整備していく。</p> <p>【道路課】</p>
認可日前行った契約の請求 〔報告書P48〕	都市計画道路設置に関しては、事業の施行について公告を行うとともに10日以内から事業施行期間終了まで内容を告示(掲示)しなければならない。 補助321号線掲示板設置工事費用499,800円については、設置工事の契約日が認可日より早いことから、その工事の支出として認められないため、都市計画交付金実績報告書に計上しなかった。	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画交付金及び都区財政調整交付金を受ける機会を逸し、区の負担となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 許可日から10日以内で看板を設置できる業者に変更することを検討すべきである。 当初の数日間は簡易なもので掲示し、事後に恒久的な掲示を行うなど、支出を安易に拡大しないような努力をすべきである。 	<p>16年度</p> <p>新路線に掲示板を設置する場合には、短期間で設置できる業者の選定や簡易なものを仮設し、その後恒久的なものを設置するなど、意見の趣旨を踏まえ、対応していく。</p> <p>【事業用地課】</p>
総勘定元帳の作成 〔報告書P48〕	「財務会計システム」では、予算の管理を重点として構築されているため、支出した結果を勘定科目ごとに表示する「総勘定元帳」は、正式な帳票としては存在しない。	<ul style="list-style-type: none"> 「総勘定元帳」が存在しない。 	<p>総勘定元帳の出力を「財務会計システム」に導入することについて、検討する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 予算の執行状況の内容、支出額に対応する補助金とのチェック等に対して有用である。 一定期間の取引の一覧について、承認を与えることも全体を把握するという意味で重要である。 次年度以降においても過去の実績が表示されることから、当期との比較や趨勢分析のときに有用である。 	<p>済</p> <p>現行の区の財務会計システムは、データをエクセル(表計算ソフト)で取り出し、独自の資料・帳票を作成することが特徴であり、各課が適切に執行管理できるよういくつかのフォーマットを作成し、各課に配付しているところである。</p> <p>検討</p> <p>「総勘定元帳」については、現行システムの中でどこまで有用な資料が作成可能か検討する。</p> <p>【収入役室】</p>
土地開発公社の土地の所有状況 〔報告書P49〕	多くの自治体で土地開発公社が設立されているが、土地の先行取得を急ぐあまり、利用目的がはっきりしないまま土地を取得し、塩漬け状態で莫大な金利負担となっている場合がある。		<p>荒川区においてはそのような事実はなく、保有している土地はすべて補助第306号線及び同第107号線に供される土地のみであり、土地開発公社の運営は適正に行われている。</p>	<p>【経理課】</p>

平成15年度包括外部監査における意見・指摘事項に対する是正・改善状況

	現 状	問題点	意見	実施時期・改善策・所管課
土地開発公社の財務諸表 〔報告書P50〕	土地開発公社が毎年作成している財務諸表は、貸借対照表、損益計算書及び付表、財産目録、付属明細表である。	・ 付属明細表が作成されていない科目がある。	・ 備品、長期定期預金、事業未払金など、付属明細表が作成されていない科目があり、ディスクロージャーの観点からすべての科目について付属明細表を作成すべきである。 ・ 借入金明細表は作成されているが、金融機関ごとに当年度の増減、期末残高、返済条件などの記載をするなど、内容をさらに充実することが望ましい。	16年度 意見を踏まえ、備品、長期定期預金、事業未払金、金融機関ごとの借入金明細表を作成していく。 【経理課】
土地開発公社の協調融資団 〔報告書P51〕	土地開発公社が土地を買収する場合は、銀行、信用金庫あわせて15行からなる協調融資団からの借入によって行われている。	・ 銀行など複数から資金を借り入れるため、借入事務が煩雑である。 ・ 区に土地を売却する際にも、各金融機関ごとに借入利息を計算する必要があり複雑である。	借入先を絞り込むなど、事務処理をもっと簡素にすべきである。	検討 資金の借入れ等の事務は、パソコンを活用し効率化を図っているところであるが、融資総額に融資分担割合を乗じ、一定金額以下の金融機関からは融資を受けられないという融資最低限度額の見直しを行い、さらに借入れ等の事務効率化を図っていく。 【経理課】
用地取得の予算計上 〔報告書P51〕	道路用地取得費については、当初予算に計上せず、全額補正予算でまかなうシステムをとっている。		・ 補正予算は、予算の調整後に生じた事由あるいは当初の見積りに誤差が生じた場合に、既定の予算に追加又は変更を加えるものであり、最終的に補正すればよいという訳ではなく、あくまで当初予算において計上し、超過した場合に補正予算で処理するという本来の原則を採用すべきである。	16年度 道路用地取得の当初予算計上については、国庫補助金等財源確保の状況を見極めるとともに、事業の進捗状況等を見た上で総合的に判断していく。 【財政課、事業用地課】
道路開通の促進 〔報告書P52〕	補助107号線と同306号線の用地買収は、完了していない。 (1) 補助107号線について 用地買収計画面積3,856.18㎡で、平成4年度から買収を開始し、平成15年10月29日現在、取得率91.18%で、未買収地は8件、面積340.18㎡となっている。 (2) 補助306号線について 用地買収計画面積10,789.07㎡で、平成元年度から買収を開始し、平成15年10月29日現在、取得率99.73%で、未買収地は4件、面積29.42㎡となっている。		・ 早期に完了するよう努力すべきである。	16年度 補助107号線、補助306号線の未買収地については、関係権利者との折衝の機会を積極的に増やす等早期の買収を目指していく。 【事業用地課】
補助90号線の一部開通の請願努力 〔報告書P53〕	荒川警察署前交差点付近において、補助107号線(千住間道)の拡幅計画が明治通りに抜ける直前で終わっている。 ・ 直接補助107号線と明治通りを繋げると、明治通りの交差点(荒川警察前)が七叉路となり渋滞する。 ・ 交差点の直前には都市計画道路(東京都施工予定の補助90号線)の計画があり、それが完成すると補助107号線を左折することにより、明治通りへの交通の流れは確保される。	・ 補助90号線の完成の目途はなく、補助90号線の完成前に補助107号線(千住間道)の拡幅工事が完成した場合、明治通りに出るための左折する在来道路の幅員が狭く、スムーズな交通の流れを確保することができない。	・ 東京都に対して補助107号の完成に合わせて、補助90号線の早期完成を要望するべきである。	16年度 これまでも東京都に対して、補助107号線の完成にあわせた整備を要望しているところであるが、今後も、あらゆる機会をとらえ、早期完成に向けて、強く要望していく。 【事業用地課】
道路工事の年度末工事・支出 〔報告書P54〕	・ 道路新設改良費に計上されている工事の内13件について確認を行ったところ、工事完了届及び工事検査証の日付が、平成15年3月になっている工事が8件あった。 ・ 支出については、年間の総支出額の48%にあたる2億9,155万1千円が4月・5月の2ヶ月間に支出しているなど、道路工事が年度末に集中して行われている。	・ 工事の集中は、道路渋滞を誘発する。	・ 予算執行のために工事が集中するのであれば、予算の次年度における執行をより機動的に行う仕組みを作り、実際の工事の流れに即した工事期間の配分を検討するべきである。 ・ 区独自の対応だけではなく、関連する行政機関との取り組みも必要である。	16年度 道路工事については、関係企業者等と道路調整会議を年4回開催し、同会議において年間工事スケジュールの調整を行っているところである。今後も早期発注及び年間を通してバランス良く工事を実施していくよう、さらに調整を図っていく。 【道路課】
工事関係書類の日付 〔報告書P56〕	・ 道路改修工事の1件について、工事完了届が平成15年3月28日付、工事検査証は同年3月31日付で、請求書は5月20日付で発行され、5月23日に支払いが行われていた。 ・ 4月に検査が行われたとしても工事検査証の日付は補助金・交付金の受給の関係等もあり、3月31日付にするように求められている。 ・ 区の検査人員には限りがあるため、実際に工事が完了した直後に検査が行えない場合がある。 ・ 道路整備工事の内の1件においては、途中で工事内容が変更となり契約金額が変更されているものがあるが、区と工事業者との間の承諾書は工事完了届の前日の日付となっていた。	・ 通常、3月31日に検査が終了した工事は、4月下旬までに支払いが行われている。 ・ 3月31日付の工事検査証が大量に存在する。 ・ 実際の打合せは、工事の進行中に行われているが、日付の整合性が確認できない。	・ 予算上の問題、補助金・交付金上の問題などはあるが、書式の変更・書面の活用方法の検討等も含め、実際の作業日を記載した書類を整備し、保管する必要がある。	手直し工事があり、関係工事及び関係図書の確認後、支払ったため遅れたものである。 16年度 関係企業者等との道路調整会議において、年間を通してバランス良く工事を実施していくよう調整を図り、可能な限り年度末への工事の集中を避けるよう努めていく。 16年度 実際の作業日を記載するよう、徹底していく。 【道路課】

平成15年度包括外部監査における意見・指摘事項に対する是正・改善状況

	現 状	問題点	意見	実施時期・改善策・所管課
道路応急復旧工事の契約内容 〔報告書P56〕	道路工事請負契約書においては、「下請負人の通知」条項が定められており、下請負に付した工事種目がある場合には、その内容を記載した下請負届の提出を求めている。	・ 道路応急復旧工事の契約書上は、この条項の定めがないことから、下請負人を利用しては、下請負届の提出はなかった。	すべての道路工事請負契約書に「下請負人の通知」条項の追加記載を検討すべきである。 ・ 下請負人が、区内に本社または営業所を有しない事業者の場合、区内業者の優先指名による区内産業育成を重視している区の趣旨に反する。 ・ 下請負に係る契約金額が一定金額以上の場合、区において施工体制台帳の確認等も必要となる可能性がある。	済 検討 【経理課、管理計画課】
受託工事の歳入額の再検討の必要性 〔報告書P57〕	企業者(占有者)が区道の掘削工事を実施し原状に復旧する場合、「企業者が自費にて本復旧まで行うもの」、「企業者は仮復旧まで実施し、本復旧は区に委託するもの」の2通りがある。 ・ 東京都建設局の道路掘削復旧費徴収単価内訳表を準用し、区は企業者(占有者)から「監督事務費」、「道路掘削復旧工事費と監督事務費」の歳入を受けている。 ・ 企業者が実施する復旧工事は、掘削工事前と同じ構造とし、若干修復面積を広くすることや区発案の「斜めカット工法」により、既設舗装との接合状態を良くする等工夫されている。	・ 監督事務費は、職員の人件費をはじめとする諸経費が賄われると考えられるが、監督事務にかかるすべての諸費用が賄われているとの確認はできない。 ・ 復旧工事は、道路を部分的に掘削するため、掘削されていない道路に比べると、耐久性が劣っていると考えられる。	・ すべての諸費用が賄われていることを確認し、不足額が生じている場合には、企業者に応分の負担を求めるよう検討すべきである。 ・ 将来の改修費用の一部を上乗せするなど、何らかの形で企業者へ負担してもらえるよう、検討すること。	検討 検討 【管理計画課】
小規模工事の契約単価の積算基準 〔報告書P58〕	道路請負工事の小規模工事は、「道路維持費の中の小規模維持工事」、「受託事業費の中の小規模復旧工事」があり、工事単価は、東京都建設局の積算基準を基礎として、工事の即時性(拘束性)・点在性(小規模性)の理由により、歩掛が割増し(舗装面積20㎡未満は49%割増し・20㎡以上70㎡未満は23%割増し)となっている。	・ 工事単価は、総価契約の工事よりも高くなっている。	・ 緊急性の低いものについては、地域別に一括して発注し、歩掛の割増しを下げようとする努力や割増し工事の対象規模の引き下げなど、検討すべきである。	済 【管理計画課、道路課】
道路工事事務所のあり方 〔報告書P58〕	区では道路工事事務所を3ヶ所設置していたが、現在では1ヶ所であり、その作業内容は、道路上に放置された粗大ゴミの撤去から、雑工事、道路諸施設の補修など、多岐にわたっている。	・ 職員構成は、平成15年4月現在21名で、うち6名が再雇用職員で、また、13名が45歳以上となっており、将来を見据えた人員構成にはなっていないものと考えられる	・ 適切と思われる人員構成、配置の再考が必要である。	検討 【道路課】
街路灯に係る電力料の支払い 〔報告書P59〕	区が管理する街路灯の電力料の支払について、請求内容が事実と相違しているか否かの確認については、一部実施せず東京電力の請求通りに支払っている。		・ すべての請求対象を照合することは、費用対効果の観点から合理的とは言えないが、対象を限定し、複数回のチェックによって、区全域に広げるような手法の採用についても検討すべきである。	済 【道路課】
屋外広告物の規制 〔報告書P60〕	屋外広告物許可手数料の主なもの、広告塔、広告板で大手広告代理店において申請・納付されている。 ・ 平成14年度監察実績報告書により、屋外広告物の違法広告物として、はり紙・はり札・立看板の約3万件の撤去が報告されており、撤去に約1,500万円(人件費及び車輛代)を支出している。 ・ 商品置場の占用については、監察実績報告書で違法道路占用物を是正指導した商品置場の件数が201件と報告されている。	・ 屋外広告物の撤去に約1,500万円を支出している。 ・ 道路法に違反しており、区はこれらを指導の域に留めている。	・ 違反者に費用を負担させるべきである。 ・ 現在の対応について、検討すべきである。	済 16年度 【管理計画課】
放置自転車対策の有効性	(1) 放置自転車対策事業の収支内容について〔報告書P60〕 平成14年4月に南千住駅東口自転車等駐車が開設した。	・ 駐車場利用料収入が2,130万6千円増えたが、駐車場運営費等の支出も増えたため、収支差額はマイナス5,045万円となり、平成13年度からマイナスが拡大した。	・ 放置自転車を減らし、支出を削減するための有効な施策を検討すべきである。	済 【管理計画課】

平成15年度包括外部監査における意見・指摘事項に対する是正・改善状況

	現 状	問題点	意見	実施時期・改善策・所管課
放置自転車対策の有効性	(2) 定期利用と一時利用の利用率について〔報告書P61〕 区では、2ヶ所の自転車等駐車場と12ヶ所の自転車置場を設置している。	・ 南千住駅東口自転車等駐車場の利用率は、3分の2程度となっている。	・ 定期の利用を促進するようなPRをすべきである。	済 今後も区報等により積極的にPRを行っていく。 【管理計画課】
	(3) 手数料等の検討について〔報告書P61〕 ① 登録手数料の検討について 町屋と南千住東口の2つの駐車場以外の自転車置場使用のための手数料であり、荒川区自転車の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則に基づき、徴収している。 ② 撤去手数料の検討について 荒川区自転車の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例に基づき徴収しており、平成9年度から3,000円、12年度より5,000円に改定した。なお、サンプリング調査の分析を見ると、サンプル数220台のうち通知不能129台(58%)、そのうち引き取りなし70台(31.8%)となっている。	・ 自転車置場には、登録手数料を支払った定期利用スペースと無料の一時利用のスペースが区別されているが、現実には、登録せずに無料で終日一時利用できる状況にあり、正規の登録者とのバランスを欠いている。 ・ 撤去手数料の改定で引き取り率は、改定前の半分になった。	・ 実態調査を行い、通勤、通学等の常時利用者について、定期利用を促進し、登録手数料の増収を図るべきである。 ・ 定期利用のための登録をPRすべきである。 ・ 年3,300円は月割りすると275円、1日当り9円となり、自転車駐車場の一時利用1日100円とのバランスを考えて著しく低く、早急に方策を考えるべきである。 ・ 放置自転車対策事業の収支差額はマイナスであり、その理由は、撤去自転車対策に関するもので、撤去手数料収入の2～2.5倍となっていることから、撤去・処分委託等への競争入札制度の導入など、支出の見直しを検討すべきである。	検討 道路上等に設置している自転車置場については、定期利用と一時利用の実態調査を行い、利用形態の適正化を図っていく。 済 今後も区報等により積極的にPRを行っていく。 検討 自転車置場のあり方を含め、意見を踏まえて今後検討する。 済 平成15年度から、競争入札制度を導入したところであり、今後とも、より一層効率的な運営を図っていく。 【管理計画課】
	(4) 整理、誘導業務などの委託契約の業務監査及び検査について〔報告書P63〕 (社)荒川区シルバー人材センターとの業務委託契約について、契約条項第6条に「甲(区)は、必要があるときは、甲の職員をして立合い、指示その他の方法により、乙(受託者)の履行状況を監督させることができる。」と規定している。		・ 受託者の業務報告書だけでなく、履行状況を担保できる資料(例えば就業者の名前、就業時間、場所等)の提出、現場での立ち入り検査等の第6条に定める履行状況の把握を行うべきである。	16年度 資料の提出及び現場での立ち入り検査等を行っていく。 【管理計画課】
	(5) 鉄道事業者の駐車場の設置及び放置自転車の撤去義務について〔報告書P63〕 鉄道事業者の駐車場の設置及び放置自転車の撤去義務については、荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例第6条に、「鉄道事業者は、鉄道利用者のために積極的に駅周辺に自転車等駐車場を設置するよう努め、区長の実施する施策に協力しなければならない」と定められている。		・ 鉄道事業者と協議し、土地の提供、譲渡、貸し付け、その他駐車場の建設等を求めていくべきである。	済 京成電鉄から京成駅前自転車置場の用地を無償で借用しており、また、JR東日本から日暮里駅前第一自転車置場と西日暮里第三自転車置場の用地を無償で、西日暮里自転車置場を有償で借用している。また、現在、西日暮里駅周辺のJR用地に民間駐車場の設置を要望しており、今後も鉄道事業者に協力を求めていく。 【管理計画課】
(6) 定期利用者の自転車貼付シールについて〔報告書P64〕 センターまちや自転車駐車場、南千住駅東口自転車等駐車場の定期利用の自転車には、自転車貼付の表示シールを貼り付け管理している。	・ 表示シールが自転車の色と同化して目立ちにくく、作業能率を下げている。	・ 表示シールを発行色で目立ったものに変更するなど、作業能率を上げる方策を検討すべきである。	16年度 現在のシルバー色の表示シールの在庫切れにあわせて、発光色の目立つシールに変更する。 【管理計画課】	
(7) 放置自転車対策の今後について〔報告書P64〕 ① 青空自転車置場の一時利用の有料化について 区は放置自転車対策として、駅周辺を中心に自転車等駐車場と自転車置場を設置している。 ② 自転車置場の利用登録者の条件緩和について 「自転車放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則」第18条において、自転車置場を利用できる者に一定の制限を加えている。 ③ 荒川フリーサイクル事業について 放置撤去自転車の有効活用と放置自転車の減少を目的とし、「フリーサイクル事業」の試行を実施している。	・ 駅周辺の一時利用については、本来の目的以外の不正利用者が多い状況となっている。	・ 歩道に100円コイン式ラックの設置などの対策を検討すべきである。 制限の緩和や撤廃等により利用登録者の増加を図り、登録手数料の増収、一時利用の不正利用者の減少を図るべきである。 自転車の故障のメンテナンス及び他区への乗り捨て問題等、検討課題があるが、今後の事業発展のため、利用方法についてPRすべきである。	検討 道路上の自転車置場については、やむをえず設置しているものであり、100円コイン式ラックの設置は道路上の管理の問題もあることから、道路以外の用地を含め検討していく。 検討 現時点では概ね700mという距離の制限をし、利用を認めているが、後は定期登録や一時利用の実態をさらに把握し、対応を図り改善していく。 済 区外への乗り捨て等の問題を解決するため、事業の趣旨についてPRを行っていく。 【管理計画課】	